

## 秋田米「サキホコレ」販路開拓・マーケティング業務委託仕様書

### 1 業務の目的

秋田米「サキホコレ」（以下「サキホコレ」という。）について、様々なイベント等を通じて販路を開拓するものとします。

### 2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとします。

### 3 秋田米「サキホコレ」について

#### (1) 位置付け

秋田米のフラッグシップ（最上位品種）とするため、秋田県が徹底的に食味にこだわって開発した極良食味の水稲新品種です。

その優れた食味と高い品質により、秋田米全体のけん引役となることが期待されています。

#### (2) 商品コンセプト

秋田の地力（ちりょく）がいつもの食卓を上質にかえる。  
日本人のDNAに響くおいしいお米。

※「秋田の地力」とは、米どころ秋田が持っている、高品質で良食味なお米を育む要素（気候風土、米づくりの歴史、栽培技術等）を総合的に表現しています。

※「日本人のDNA」とは、日本人の心の中にある「おいしいお米を食べたい」という思いを表現しています。

#### (3) 食味の特徴

【外観】白さとツヤが際立ちます。

【食感】粒感があり、ふっくらとしています。

【食味】上品な香り、かむほどに広がる甘さが特長です。

※日本人が好む王道的で上質な食味

#### (4) ターゲットユーザー

ア ミドル／シニアの女性層

イ 食に対する感度の高い層

ウ 味・品質にこだわる料理店、ホテル等

#### (5) 生産体制

ア 作付推奨地域の設定

優れた外観や食味などの品種特性を安定的に発揮できる地域に作付けを限定します。

イ 生産団体登録制度

高い技術を持つ生産者で構成する生産団体に栽培を限定します。

ウ 品質・出荷基準

基準に適合した品質・食味が高い米のみを市場に流通させます。

エ 栽培方法

令和7年産から、農薬の使用成分回数と化学肥料の窒素分量を慣行栽培の半分に削減した栽培を標準としています。

## (6) ネーミング

全国公募で寄せられた約25万件の応募の中から選ばれました。

### 〈ネーミングに込めた思い〉

「秋田の地力」から生まれた「小さなひと株」が、誇らしげに咲き広がって、日本の食卓を幸せにしてほしい。

「サキホコレ」という名前は、お米自身へのメッセージであると同時に、生産者や消費者に明るいチカラを与えてくれる「エール」でもある。

## (7) ブランドコンセプト、キャッチコピー、米袋デザイン及びロゴマーク

秋田県が制作したブランドコンセプト、キャッチコピー、米袋デザイン及びロゴマークを統一的に使用します。

〈参考〉 [https://common3.pref.akita.lg.jp/akitamai/sakihokore\\_naming/](https://common3.pref.akita.lg.jp/akitamai/sakihokore_naming/)

## 4 委託業務の内容

次の(1)から(4)までに掲げる一切の業務とします。

### (1) バイヤー等の産地交流

量販店バイヤーや米穀専門店等の産地招請により、サキホコレの産地のストーリー性や商品性をPRし、新たな販売チャネル開拓に資する企画を提案・実施してください。(例：作業体験・産地体験から店舗限定商品の開発等)

エリア：県内

時期：県と協議の上、決定します。(例：8月出穂期、9月収穫期)

### (2) トップセールスの実施

関西エリアでの販路拡大を図るため、知事によるトップセールス及びそれに伴うイベントの実施について提案してください。

なお、経営層との面談を設定し、具体的な成果が見込める相手先を選定すること。

エリア：関西  
規模：1店舗以上  
時期：令和8年10月～令和9年2月

### (3) PR資材の製作

商談等で使用する紹介パンフレット（日本語・英語）と令和8年産の食味ランキングで特A評価を獲得した場合のPRパネルを製作してください。

規格・数量は次のとおりとし、デザインは県と協議の上、決定します。

紹介パンフレット（日本語・英語）

サイズ：A4版

材質：マットコート紙

数量：5,000枚

PRパネル

サイズ：B1判

材質：イーゼル等で掲示可能なもの

### (4) 独自提案

(1) から (3) までに掲げる業務のほか、サキホコレへの関心や期待感を高めるための取組を実施することとし、独自の提案を行ってください。

## 5 成果品

成果品は、次のとおりとします。

- (1) 実施業務の内容、成果等に係る実績報告書
- (2) 各種制作物等に係る電子データ（画像、動画、テキスト等）

## 6 契約に関する条件等

### (1) 各種デザインの制作について

本業務に関するデザインの制作について、必要に応じて株式会社日本デザインセンターの助言を得ながら進めることとする。

### (2) 契約金額

本業務の契約金額（委託料）には、本業務に関わる一切の経費を含みます。

### (3) 再委託

ア 受託者は、本業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることはできません。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができますが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容等について事前に県に書面で提出し、承認を得てください。

#### (4) 権利の帰属等

ア 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て県に帰属するものとします。

イ 受託者は、本業務により制作された成果物を、県の承諾なしに、公表し、又は他に流用することはできません。

ウ 受託者は、成果物について著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとします。

#### (5) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいがないよう、善良な管理者の注意義務をもってその情報を管理・保持するものとする。契約終了後も同様とします。

#### (6) 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権又は個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守してください。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応してください。

#### (7) その他

ア 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項等は、必要の都度、県と受託者が協議して決定するものとします。

イ 本業務の履行のため、県が所持している写真、資料等は必要に応じて提供する。ただし、本業務以外の目的での使用や、第三者への提供はできません。

ウ 本仕様書に定めのないこと及びその他詳細は、県と受託者が協議して決定するものとします。